

山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金 Q&A

更新日：令和8年4月1日

No.	質問	回答
1	他補助金等との併用はできますか。	市町村の「森林環境譲与税」を活用した住宅支援との併用はできません（各市町村の補助金窓口にご確認ください）。 住宅の建設に補助する「やまがた省エネ健康住宅支援事業」・「やまがた省エネ健康住宅・再エネパッケージ補助金」との併用はできません（「やまがた省エネ健康住宅・再エネパッケージ補助金」において、住宅の建設に補助しない「太陽光発電設備等」のみの補助は併用可能です）。 国の支援事業（「みらいエコ住宅事業」「JAS構造材実証支援事業」等）との併用は妨げません。
2	募集期間は。	募集期間は令和8年4月1日（水）から先着順で受け付けます。
3	申請期限は。	申請期限はありませんが、令和9年3月31日までに実績報告書を提出する必要があります。（実績報告書は木工事完了後に提出）
4	募集棟数は。	一般住宅は予算の範囲内で80棟程度、民間施設は予算の範囲内で15棟程度受け付けます。
5	交付対象となる「自ら居住するため又は自ら使用するために新築する施設」とは。	本事業の交付要綱で定める「自ら居住するため、県内に新築するもの」（一般住宅）とは、県内に自ら居住するため、一般住宅を新築することをいい、分譲住宅や中古住宅の購入、リフォームは本事業の対象とはなりません。 また、「自ら使用するため、県内に新築する」（民間施設）とは、県内に自らが使用することを目的として、民間施設を新築することをいい、店舗等併用住宅は、民間施設として取り扱います。
6	モデルハウス、分譲住宅、賃貸を目的とした住宅は対象になりますか。	モデルハウス、分譲住宅、建売住宅、賃貸を目的とした住宅は対象外となります。
7	集合住宅（アパート、マンション等）は対象になりますか。	住宅、民間施設ともにアパート、マンションなどの共同住宅は対象外となります。また、貸店舗（テナント等）も対象外となります。
8	工事着工日とは。	現場着工（基礎工事開始）した日を指します。
9	「屋根工事完了」、また「木工事完了」時点とは。	「屋根工事完了」とは、概ね上棟後から野地板施工完了までの時点を示します。現地確認の際、構造体に使用される県産木材の使用量等について確認を行うため、構造体が見える状態（断熱材を設置する前）で現地確認検査を受けるようにしてください。 「木工事完了」とは、補助金交付の要件となる県産木材を使用した工事が完了した時点になります。
10	住宅の延床面積に車庫などは含めますか。	住宅の延床面積は各階の床面積の合計であることから、外構施設である車庫等自動車や自転車の施設の面積は含めません。 尚、住宅内部に組み込まれているビルトイン車庫（インナーガレージ、ビルトインガレージ）は、延床面積及び県産木材使用量に含めます。
11	交付申請後に、やまがた木造設計マイスター若しくは国等が実施したものが設計に携わった場合、加算の変更申請は可能ですか。	加算のための変更申請はできません。 交付申請時に、やまがた木造設計マイスター又は国等が実施したものが設計に携わっていない場合は加算の対象になりません。

12	Web口座のため通帳がなく、通帳の写しを提出することができません。	通帳の写しを提出するのが困難な場合、 銀行名（支店名含む）、口座名義人フリガナ、口座番号が確認できるものを添付してください。 例）キャッシュカードの写し／クレジット機能付きカードの写し（クレジット情報は黒塗りしてください。） ／各金融機関マイページ情報／その他上記情報が確認できる証明書等（金融機関にお問い合わせください。）
----	-----------------------------------	---